

今後の進め方について（案）

平成29年 5月 1日 自転車活用推進法施行

6月13日 自転車活用推進本部会合（第1回）の開催

※今後、自転車活用推進関係府省庁連絡会議を、適宜開催。

※本部会合については、下記検討事項の進捗状況等、必要に応じ開催。

[検討課題]

- 平成30年度自転車活用推進関係予算
- 自転車活用推進計画の策定（自転車活用推進法第9条）
概ね1年後を目途に策定する。
- 自転車活用推進に関する重要事項、施策の実施の推進方策等の検討
- その他自転車活用推進法附則に掲げられた検討事項等
 - ・ 自転車活用推進を担う行政組織の在り方の検討等
 - ・ 自転車の運転に関する道路交通法違反への対応の在り方についての検討等
 - ・ 自転車の運行により人の生命等が害された場合の損害賠償保障制度についての検討等

[留意点]

- 自転車活用推進計画の策定に際しては、有識者をはじめ、国民の幅広い意見を伺うものとする。